

差別の禁止と相談・紛争解決体制について（補足説明資料）

差別の禁止（差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供義務）と相談・紛争解決体制について、平成30年1月18日の委員会において比較を行った他の道府県（12道府県）の条例を再度整理すると、次のように分類することができる。

なお、差別が禁止される者を、①行政機関、②事業者、に絞って整理する（行政機関は、各道府県によってその範囲が異なる）。

1 全ての差別事案につき相談・紛争解決を行うもの（6県）

（例：千葉県）〔その他：茨城県、富山県、奈良県、福岡県、長崎県〕

差別が禁止される者	差別的取扱い		合理的配慮	
	相談	紛争解決	相談	紛争解決
①行政機関	○	○	○	○
②事業者	○	○	○	○

2 合理的配慮の不提供について、紛争解決体制の対象としていないもの（4県）

（例：京都府）〔その他：栃木県、大阪府、宮崎県〕

差別が禁止される者	差別的取扱い		合理的配慮	
	相談	紛争解決	相談	紛争解決
①行政機関	○	○	○	×
②事業者	○	○	○	×

※大阪府は、事業者のみ。

3 差別の禁止主体によって、紛争解決体制の対象範囲を絞っているもの（2県）

（例：埼玉県）〔その他：静岡県〕

差別が禁止される者	差別的取扱い		合理的配慮	
	相談	紛争解決	相談	紛争解決
①行政機関	○	×	○	×
②事業者	○	○	○	○

◎三重県の条例案素案は、上記1に該当。

3 比較対象とした 12 府県の状況

(1) 相談体制・紛争解決体制で取り扱う差別事案の対象が差別禁止の対象と同一（5 県）

	差別的取扱い・合理的配慮	相談	紛争解決
茨城県、千葉県、富山県、奈良県、長崎県	全ての者（何人も）（※）	全ての者による差別・合理的配慮の不提供	全ての者による差別・合理的配慮の不提供

※長崎県は、禁止原則に加え、事業分野ごとに差別を具体化

(2) 相談体制・紛争解決体制で取り扱う差別事案の対象が差別の禁止の対象よりも狭く設定されているもの（7 府県）

	(上段) 差別的取扱い (下段) 合理的配慮	相談	紛争解決
栃木県	全ての者（何人も）	全ての者による差別	事業者による差別
	県・県民	県・事業者・県民による合理的配慮の不提供	—
埼玉県	全ての者（何人も）	全ての者による差別	事業者による差別
	県・事業者	県・事業者による合理的配慮の不提供	事業者による合理的配慮の不提供
静岡県	県・事業者	県・事業者による差別	事業者による差別
		県・事業者による合理的配慮の不提供	事業者による合理的配慮の不提供
京都府	府・事業者・事業主	府・事業者・事業主による差別	府・事業者・事業主による差別
		府・事業者による合理的配慮の不提供	—
大阪府	(規定なし) 事業者を念頭	事業者による差別	事業者による差別
		事業者による合理的配慮の不提供	—
福岡県	全ての者（何人も）	全ての者による差別	行政機関等・事業者による差別
		全ての者による合理的配慮の不提供	行政機関等・事業者による合理的配慮の不提供
宮崎県	全ての者（何人も）	全ての者による差別	全ての者による差別
	県・事業者	県・事業者による合理的配慮の不提供	—

※障害者差別解消法の対象とされている行政機関等・事業者については、条例で合理的配慮の提供義務を重ねて規定しない場合があり、条例の禁止規定と相談事案等が一致しないことがある。